

議第32号

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「及び附則」を「，附則第3条及び」に改める。

附則第3項前段中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

(京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第15条」の右に「(家庭的保育事業に係る部分を除く。)」を加え，「，第17条第3号（調理設備に係る部分に限る。），第18条第1項（調理員に係る部分に限る。）」を削り，「行われるものに限る。」の右に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 5 改正後の条例第16条（省令第15条（家庭的保育事業に係る部分に限る。）に定める基準を法第34条の16第1項前段の規定に基づき条例で定める基準とする部分に限る。）、第17条第3号（調理設備に係る部分に限る。）及び第18条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該施設等は、省令第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を省令第15条第1項に規定する方法により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

保育所に配置する職員の人数及び資格に関する基準の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるので提案する。